

第 4－1 項の判定

(1) 項イ	劇場 映画館 演芸場 観覧場	文楽、歌舞伎、ミュージカル 映画館 寄席、ストリップ 客席を有する各種競技施設 野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館 ※事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項に該当しない。
(1) 項ロ	公会堂 集会場	公民館、市民会館、福祉会館、音楽室、貸ホール、貸講堂 興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。なお、反復継続とは、月 5 日以上行われるものをいう。 ※地区公民館は本項に該当するが、消防用設備等に関する規定の適用にあたっては、次の各号に該当する場合は、令第 32 条を適用し令別表第一 (15) 項に掲げる防火対象物に準じて取り扱うことができる。 (1) 町内自治会又は市町が設置し、管理する公民館等で、町内の会議、研修会等に使用するものであって営利活動には使用しない。(利用者が特定されていること。) (2) 平素は、人が住んでいないこと。 (3) 各階が普通階 (有窓階) であること。
(2) 項イ	キャバレー カフェ ナイトクラブ その他これらに類するもの	主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。 主として洋式の設備を設けて客を接待して、客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。 クラブ、バー、サロン、ホストクラブ等

(2) 項ロ	遊技場 ダンスホール	設備を設けて客に囲碁、将棋、麻雀、パチンコ、撞球（ビリヤード）、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリング、射的その他の遊戯又は競技を行わせる施設をいう。 ※バッティングセンター、ゴルフ練習場、水泳教室、観覧席のない温水プールは、（15）項に該当する。 設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。 ディスコ、ダンス教習所、カラオケ施設 （個室を有するものは（2）項ニ）
(2) 項ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗	性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいう。店舗形態を有しない性風俗関連特殊営業は含まれないものであり、原則的に店舗型性風俗関連特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業がこれに該当するものであること。 なお、店舗型電話異性紹介営業は（2）項ニに該当する。 1 店舗型性風俗関連特殊営業とは、次の（1）から（6）までに掲げるもののいずれかに該当するものであること。 （1）浴場業（公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に役務を提供する営業（風営法第 2 条第 6 項第 1 号に規定するもの） （具体例：ソープランド） （2）個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じて、その客に接触する役務を提供する営業（（1）に該当する営業を除く。） （風営法第 2 条第 6 項第 2 号に規定するもの） （具体例：ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ） （3）専ら性的好奇心をそそるため、衣服を脱いだ人が姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）第 1 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）として、次のアからウまでに掲げる風営法施行令（昭和 59 年政令第 319 号。以下「風営令」という。）で定めるものを経営する営業（風営法第 2 条第 6 項第 3 号に規定するもの） ア ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第 2 条第 1 号に規定するもの） ただし、映像を見せる興行の用に供するものは（2）項ニに該当する。 （具体例：ヌードスタジオ、個室ビデオ） イ のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第 2 条第 2 号に規定するもの） （具体例：のぞき劇場）

(2) 項ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗	ウ ストリップ劇場その他客席及び舞台を設け、当該舞台において、客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその姿態及びその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第3号に規定するもの） （具体例：ストリップ劇場（成人映画を上映する映画館は除く。）） (4) 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下同じ。）の用に供する風営令第3条第1項で定める施設を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業（風営法第2条第6項第4号に規定するもの） （具体例：ラブホテル、モーテル、レンタルルーム） (5) 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で風営令第4条で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業（風営法第2条第6項第5号に規定するもの） （具体例：アダルトショップ、アダルトビデオレンタルショップ） (6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として風営令で定めるもの（風営法第2条第6項第6号に規定に規定するもの） （具体例：現在までのところ風営令に定めはない。） 2 店舗型電話異性紹介営業→ (2) 項ニに該当する。 （具体例：テレホンクラブ） ※ 店舗型風俗関連特殊営業のうち、ソープランド（令別表第一（9）項イ）、ストリップ劇場（令別表第一（1）項イ）、ラブホテル及びモーテル（令別表第一（5）項イ）、アダルトショップ（令別表第一（4）項）等、既に令別表第一（1）から（14）項までに掲げる各用途に分類されているものについては、令別表第一（2）項ハとして取り扱わないものであること。 また、キャバレー（令別表第一（2）項イ）、待合（令別表第一（3）項イ）等の風営法第2条第1項に規定する風俗営業に該当するものは、令別表第一（2）項ハには当たらない。 3 省令第5条第1項第1号に規定する店舗は、令別表第一（4）項に類似するもので電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗であり、いわゆるセリクラ（店舗形態を有するものに限る。）のことをいうものであること。 4 省令第5条第1項第2号に規定する店舗は、異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗のことをいうものであること。
(2) 項ニ	カラオケボックス その他遊行のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗	カラオケボックスとは、個室にカラオケ設備を設け営業する店舗をいう。 省令第5条第1項第2号に規定する店舗は、令別表第一（2）項ハ又は（3）項ロに類似するものであるが、主に個室（これに類する施設を含む）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を営む店舗、風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗、又は風営法施行令第2条第1項に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）をいう。

(2) 項ニ	その他遊行のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗	1 個室（これに類する施設を含む）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を営む店舗 （具体例：漫画喫茶、複合カフェ、インターネットカフェ） ※複合カフェとは喫茶店において多用なサービスを有料で提供するものをいう。 （サービスの具体例：飲食、ギャラリー、漫画・新聞・雑誌、インターネット、映像・音楽、ビリヤード・卓球・その他軽スポーツ、シャワー、日焼けマシン、仮眠スペースなど） 2 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗 （具体例：テレホンクラブ） ※ 店舗型電話異性紹介営業を営む店舗とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。 3 風営法施行令第2条第1項に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。） （具体例：ヌードスタジオ、個室ビデオ）
(3) 項イ	待合 料理店 その他これらに類するもの	主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供させず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又はあっせんして客に遊興させる施設をいう。 主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。 実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。 （具体例：茶屋、料亭、割烹）
(3) 項ロ	飲食店	客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。 ・食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。 ・ライブハウスとは、客席（全ての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。 （具体例：喫茶店、スナック、結婚披露宴会場、食堂、そば屋、寿司屋、レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス）
(4) 項	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	店舗において客に物品を販売する施設をいう。 （具体例：魚屋、肉店、米店、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専門店舗、営業用給油取扱所、スーパーマーケット）

(4) 項	展示場	物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。 (具体例:展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市会場、自動車展示販売店) ※店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗には含まれないものであること。
(5) 項イ	旅館 ホテル 宿泊所 その他これらに類するもの	宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。 宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。 宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。 ※事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。なお、この場合は、旅館業法の適用がないものであること。 (具体例:保養所、ユースホステル、貸研修所の宿泊室、青年の家) 1 マッサージ、レンタルルーム等で、主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設であるもの。 なお、令別表第一 (5) 項イ「その他これらに類するもの」に該当するか否かの判定については、実際に宿泊が可能であるかどうか立入検査等により状況を確認することになるが、次の(1)から(4)までに掲げる条件等を勘案する必要があること。 (1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 (2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 (3) 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。 (4) 施設利用に対して料金を徴収していること。 2 令別表第一 (6) 項イ、(6) 項ロ、(9) 項イ、(11) 項等は、副次的に宿泊の用に供する施設を有する場合もあるが、それぞれの用途として火災危険性に着目して対応することで十分であり、令別表第一 (5) 項イが対象とする不特定多数の者が利用する施設とは性格が異なることから、原則として令別表第一 (5) 項イに掲げる防火対象物としては取り扱わないこと。 ただし、寺院の宿坊等であって不特定多数の者が利用しており、かつ、当該用途部分の独立性が強く、専らその用に供されている場合は、令別表第一 (5) 項イとして取り扱うべき場合もあること。
(5) 項ロ	寄宿舍 下宿	官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。 1ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。

(5) 項ロ	共同住宅	住宅として用いられる 2 以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共有するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。
(6) 項イ	病院 診療所 助産所	医師又は歯科医師が公衆又は不特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の収容施設を有するものをいう。 医師又は歯科医師が公衆又は不特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の収容施設を有しないもの又は患者が 19 人以下の収容施設を有するものをいう。 助産婦が公衆又は不特定多数人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であって、妊婦産婦又はじょく婦の収容施設を有しないもの又は 9 人以下の収容施設を有するものをいう。 ※あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゅう施術所、柔道整復施術所は、本項に含まれない。
(6) 項ロ	老人福祉施設 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 有料老人ホーム 介護老人保健施設	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に定める老人福祉施設（老人福祉デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センターを除く。）をいう。 老人短期入所施設とは、65 歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものを短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 養護老人ホームとは、65 歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 特別養護老人ホームとは、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 有料老人ホームとは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設をいう。 ※主として要介護状態にある者を入所させるものとは、有料老人ホームのうち、介護居室の定員が一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上のものをいう。 介護保健法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 22 項に定める介護老人保健施設をいう。 介護老人保健施設とは、要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設をいう。

(6) 項ロ	介護老人保健施設 救護施設 乳児院 知的障害児施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 障害者支援施設 老人短期入所事業 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設	※老人保健施設とは、疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある老人又はこれに準ずる状態にある老人に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。 老人保健施設に係る老人保健法の規定は、介護保健法施行（平成 9 年 12 月 17 日法律第 124 号）により削除され、介護老人保健施設と見なされることとされた。 生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上著しい欠陥があるため独立して日常生活の用を弁ずることができない要保護者を収容して生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。 乳児院とは、乳児（健康上、その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね 2 歳未満の幼児を含む。）を入院させてこれを養育することを目的とする施設をいう。 知的障害児施設とは、知的障害のある児童を入所させて、これを養成するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設をいう。 盲ろうあ児施設とは、盲児（強度の弱視児を含む。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。）を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をすることを目的とする施設をいう。 肢体不自由児施設とは、上肢、下肢又は体幹の機能障害（重症心身障害児施設において「肢体不自由」という。）のある児童を治療するとともに独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設をいう。 重症心身障害児施設とは、重度の精神薄弱及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設をいう。 障害者支援施設とは、障害者に施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。 老人短期入所事業とは、短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、養護する事業をいう 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。 （通称：グループホーム）
-------------------	---	---

(6) 項ロ	短期入所 共同生活介護を行う 施設 軽費老人ホーム 老人福祉センター 老人介護支援 センター	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 軽費老人ホームとは、老人短期入所施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム以外の施設で、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。 老人福祉センターとは、宿泊施設がなく、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。 老人介護支援センターとは、宿泊施設がなく、老人の福祉に関し、必要な情報の提供並びに相談及び指導、市町村の行う介護の措置等及び老人の心身の健康の保持に関する措置に係る主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護するものと市町村、老人福祉施設、医療施設等との連絡調整等の援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。
(6) 項ハ	老人デイサービス センター 有料老人ホーム 更生施設 助産施設 保育所 児童養護施設	老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの（養護者を含む。）を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練及び介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。 有料老人ホームのうち、主として要介護状態にある者を入居させるものを除くもの。 生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上の理由により養護及び補導を必要とする者を収容して生活補助を行うことを目的とする施設をいう。 助産施設とは、保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。 保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。 ※託児所が保育上必要な施設（乳児室、保育室等）を一部分でも専用として有する場合は、認可の有無、乳幼児数、保母数にかかわらず保育所に含まれる。なお、住居と兼用しているものは含まれない。 児童養護施設とは、乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設をいう。 ※虚弱児施設とは、身体の虚弱な児童に適正な環境を与えて、その健康増進を図ることを目的とする施設をいう。虚弱児施設に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年6月11日法律第74号）

(6) 項ハ		により削除され、平成 10 年 4 月 1 日時点で現に存する虚弱児施設は、児童養護施設と見なされることとされた。 知的障害児通園施設とは、知的障害のある児童を日々保護者の下から通わせて、これを保護するとともに、独自自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設をいう。 盲ろうあ児施設 盲ろうあ児施設で、通所施設に限るもの。 肢体不自由児施設 肢体不自由児施設で、通所施設に限るもの。 情緒障害児短期治療施設 情緒障害児短期治療施設とは、軽度の情緒障害を有する児童を短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治すことを目的とする施設をいう。 児童自立支援施設 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設をいう。 児童家庭支援センター 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉法第 26 条第 1 項第 2 号及び第 27 条第 1 項第 2 号の規定による指導を行い、合わせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。 ※児童福祉施設のうち、母子生活支援施設（配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設をいう。）、児童厚生施設（児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設をいう。）は、本項に含まれない。 （母子家庭支援施設は（5）項ロ、児童厚生施設は（1）項、（8）項又は（15）項等、として取り扱う。） 身体障害者福祉センター 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。 障害者支援施設 障害者支援施設のうち、主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く施設をいう。 地域活動支援センター 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 福祉ホーム 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。
-------------------	--	---

(6) 項ハ	老人デイサービス事業 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 生活介護施設 児童デイサービス 短期入所施設 共同生活介護施設 自立訓練施設 就労移行支援施設	老人デイサービス事業とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があり、介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者（その者を現に養護する者を含む。）を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 小規模多機能型居宅介護事業とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者又は介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を供与する施設をいう。 生活介護施設とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 児童デイサービスとは、障害児につき、肢体不自由児施設その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 短期入所施設とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 共同生活介護施設とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 自立訓練施設とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 就労移行支援施設とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働
-------------------	---	--

(6) 項ハ	就労継続支援施設 共同生活援助を行う施設	省令で定める便宜を供与する施設をいう。 就労継続支援施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 共同生活援助施設とは、地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うことをいう。ただし、短期入所等施設を除く。
(6) 項ニ	幼稚園 特別支援学校 (参考) 盲学校 ろう学校 養護学校	幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。 ※平成 19 年に学校教育法の改正により盲学校、ろう学校、養護学校は特別支援学校となった。 盲者（強度の弱視者を含む。）に対して幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、併せてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。 ろう者（強度の難聴者を含む。）に対して幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、併せてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。 知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、併せてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。
(7) 項	小学校 中学校 高等学校 高等専門学校 中等教育学校	心身の発達に応じて初等教育を施すことを目的とする学校をいう。 小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等教育を施すことを目的とする学校をいう。 中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育並び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。 深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。 小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育及び高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校

(7) 項	専修学校 各種学校 その他これらに類するもの	をいう。 職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。 ※学校教育法では、専修学校は修業年限が1年以上であり、教育を受ける者が40名以上であり、校舎面積が130㎡以上とされている。 上記までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう。（他の法令で定めるものを除く。） ※学校教育法では、各種学校は修業年限が1年以上（簡易に修得することができる技術、技芸等の課程にあっては3ヶ月以上1年未満）であり、校舎面積が原則として115.7㎡以上とされている。 ※同一敷地内にあって教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は学校に含まれる。 学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。 （具体例：消防学校、警察学校、理容学校、美容学校、料理学校、看護学校）
(8) 項	図書館 博物館及び美術館 その他これらに類するもの	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、又は保存して、一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 歴史、美術、民俗、産業及び自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、又は展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。 博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、博物館及び図書館と同等のものをいう。 （具体例：郷土館、記念館、科学館）
(9) 項イ	蒸気浴場 熱気浴場 その他これらに類するもの	蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものをいう。 ※公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。
(9) 項ロ		(9) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。 ※温湯、潮湯、温泉等を使用して公衆を入浴させるものであること。 （具体例：銭湯、鉱泉浴場、砂湯、酵素浴）

(10) 項	車両の停車場	鉄道車両の駅舎（プラットホームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。
	船舶又は航空機の発着場	船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。
(11) 項	神社・寺院・教会の類	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。
(12) 項イ	工場又は作業場	機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。
	工場	物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的高いものをいう。
	作業場	物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的低いものをいう。
(12) 項ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をいう。
(13) 項イ	自動車車庫	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項で定める自動車（原動機付き自転車を除く。）を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。
	駐車場	自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。 ※自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。
(13) 項ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。
(14) 項	倉庫	物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。
(15) 項	その他の事業場	(1) 項から(14) 項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。 1 事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続し

(15) 項		て行うことをいう。 2 観覧席（小規模な選手控室を除く。）を有しない体育館は本項に該当する。 3 飲食等を伴わないレンタルルームは、本項に該当する。 4 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショーウィンドウ的な利用形態であるショールーム、PRセンター等）は本項に該当する。 （具体例：美容室、発電所、変電所、ごみ処理場、火葬場、新聞社、ゴルフ練習場、郵便局、畜舎、動物病院、温室、モデル住宅、レンタルルーム、はり灸院、駐輪場、水族館）
(16) 項イ		複合用途防火対象物のうち、その一部に特定用途防火対象物（（16）項イ及び（16 の 2）項を除く。）の用途を含むものをいう。
(16) 項ロ		複合用途防火対象物のうち、その一部に特定用途防火対象物（（16）項イ及び（16 の 2）項を除く。）の用途を含まないものをいう。
(16 の 2) 項	地下街	法 8 条の 2 第 1 項で定義されているため省略
(16 の 3) 項	準地下街	政令別表第一で定義されているため省略
(17) 項		文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定された建造物 1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形（無形省略）の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 2 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 3 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件でわが国民の生活の推移のため欠くことのできないものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 4 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値の高いものをいう。 5 重要な文化財とは、重要文化財、重要民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なものとして、その所在する地方公共団体が指定したものをいう。

(17) 項		※本項の防火対象物は、建築物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門扉等が含まれるものであること。
(18) 項	アーケード	日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な構築物、工作物その他の施設をいう。 ※夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に該当しない。 ※アーケードの延長とは、屋根の中心線で測定した長さをいう。
(19) 項	市町村長の指定する山林	山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含まれるものであること。
(20) 項	舟車	1 船舶安全法第 2 条第 1 項の規定が適用されない船舶のうち、次のものが本項に含まれる。 (1) 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの (2) 係船中の船舶 (3) 告示（昭和 49 年運輸省告示第 353 号）で定める水域のみを航行する船舶 2 鉄道営業法に基づく、鉄道運転規則（昭和 62 年運輸省令第 15 号）第 51 条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。 3 軌道法に基づく軌道運転規則（昭和 29 年運輸省令第 22 号）第 40 条に定める消火用具を備え付けなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室であること。 4 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 47 条に定める消火器を備えなければならない自動車は、次のとおりである。 (1) 火薬類（火薬にあつては 5 kg、猟銃雷管にあつては 2,000 個、実砲、空砲、信管又は火管にあつては 200 個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (2) 消防法別表に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (3) 道路運送車両の保安基準別表第一に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (4) 150 kg 以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車 (6) 放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号）第 18 条の 3 第 1 項に規定する放射性輸送物を運送する場合に使用する自動車

(20) 項		(7) 放射性同位元素等車両運搬規則（昭和 52 年運輸省令第 33 号）第 18 条に規定する運送をする場合に使用する自動車 (8) 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 3 条に規定する核燃料輸送物を運送する場合（L 型輸送物を除く）若しくは第 11 条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合に使用する自動車 (9) 核燃料物質等車両運搬規則（昭和 53 年運輸省令第 72 号）第 19 条に規定する運送をする場合に使用する自動車 (10) 乗車定員 11 人以上の自動車 (11) 乗車定員 11 人以上の自動車をけん引するけん引自動車 (12) 幼児専用車
--------	--	---